

介護保険制度

	通所型サービス A
--	-----------

※上記該当欄に✓記入すること

サービス利用契約書 個人情報利用に関する同意書

法人名 社会福祉法人 陽光

事業所名 デイサービスセンター みかんの丘

熊本市指定事業所番号

第4370104616号

デイサービスセンターみかんの丘利用契約書

____様（以下「利用者」）と社会福祉法人 陽光（以下「事業者」）とは、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）（以下「サービス」）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。但し、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合には、新たに契約書を作成し発行いたします。変更後の契約期間は、認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新拒絶の意思表示がない場合には、同一の内容で更新されるものとします。

（運営規程の概要）

第3条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（介護計画の作成・変更）

第4条 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護計画及び介護予防通所介護計画（以下「介護計画」）を作成し、介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2 介護計画には、機能訓練等の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

6 事業者は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7 サービスの内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者が変更後に利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(サービスの内容及びその提供)

第5条 事業者は、介護計画に沿って、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容のサービスを提供します。

2 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。

3 事業者は、利用者のサービスの実施状況等に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存します。

4 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり利用者が依頼する居宅介護支援事業者・地域包括支援センター又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第7条 利用者は、事業者が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力します。

(苦情対応)

第8条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供したサービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取扱いを致しません。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第10条 事業者が提供するサービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月毎に算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者は、前二項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者に請求します。

- 一 事業者の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅から、利用者を送迎する場合に要する費用。
- 二 利用者の要望により通常要する時間を超えて提供されたサービスの費用から通常提供されるサービス費用を差し引いた額
- 三 食事を提供した場合の食材料費
- 四 おむつ代
- 五 サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であつて、利用者負担させることが適当と認められる費用

5 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

- 6 事業者は、サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び別紙契約書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

- 第11条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合は、事業者は、30日以上の期間を定めて契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターと、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由としてサービス提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

- 第12条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は解約後も同様に守ります。
- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(利用者の解除権)

- 第13条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

- 第14条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

- 第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が、要介護又は要支援認定を受けられなかったとき
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
- 三 第13条に基づき、利用者が契約を解除したとき
- 四 第11条3項又は第14条に基づき、事業者が契約を解除したとき
- 五 利用者が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 六 利用者が、死亡したとき

(損害賠償)

- 第16条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。

ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第17条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者と事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

当事業者は、デイサービスセンターみかんの丘のサービス利用契約書に基づいて、説明したことを確認し、サービス利用契約を締結します。

令和 年 月 日

事業者	住 所	熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切1440番地2
	事業者(法人)名	社会福祉法人 陽光
	代表者名	理事長 上野 歩
	施設名	デイサービスセンター みかんの丘
	(事業所番号)	熊本県 第4370104616号
	管理者名	池上 竜太
説明者	職 名	生活相談員
	氏 名	

私は、デイサービスセンターみかんの丘のサービス利用契約書に基づいて、担当者から説明を受けたことを確認し、サービス利用契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名

【任意代理について】

利用者が自らの意思を表明することが困難な状況である為に、私が利用者に代わり判断を行います。

代理人(選任した場合)	住所
	氏名

個人情報利用に関する同意書

私（利用者・利用者代理人・家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- ① 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設の関係者がサービス担当者会議等サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- ② 主治医等がサービス計画やデイサービスの利用中の内容について情報提供を求めた場合。
- ③ 利用者の希望により介護保険施設への入所及び入院を紹介する場合。
- ④ サービス計画やデイサービスの利用中の内容について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。

2 使用する事業者の範囲

利用者が使用するサービス事業者の全て及び医療機関・行政機関。

3 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用する場合、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

社会福祉法人 陽光

デイサービスセンター みかんの丘 殿

利用者

住 所 （サービス利用契約書に同じ）

氏 名

【任意代理について】

利用者が自らの意思を表明することが困難な状況である為に、私が利用者に代わり判断を行います。

利用者代理人

住 所 （サービス利用契約書に同じ）

氏 名

写真利用に関する同意書

当法人では、利用者様の個人情報の管理やプライバシーの保護に留意し、慎重に取扱っております。以下の説明をお読みいただき、利用目的をご理解いただいた上で同意をお願い致しております。

記

社会福祉法人 陽光（以下陽光と略す）における催し物等での写真撮影で、利用者様が写っている画像（動画も含む）を利用させていただきたく、ご説明申し上げます。

1. 事例検討会での利用

陽光ではサービス向上の為、事例検討会を開催しております。日常の生活風景など写真撮影し、陽光および陽光が属する青洲会グループ内で画像を事例検討会に利用させていただきます。その場合はお顔やお名前は伏せて利用させていただきます。

2. 広報誌・ホームページ・施設内掲示板での利用

陽光が発行する広報誌や施設紹介等のパンフレット、並びに陽光のホームページ、施設内掲示板に、利用者様の画像や作品を利用させていただきます。

※ 上記項目についてのみ、個人情報保護法に基づいて使用させていただきます。

令和 年 月 日

社会福祉法人 陽光

デイサービスセンター みかんの丘 殿 （ 同意する ・ 同意しない ）

利用者名

住 所 （サービス利用契約書に同じ）

氏 名

利用者代理人

住 所 （サービス利用契約書に同じ）

氏 名